

社会福祉法人育成会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育成会の役員、評議員、評議員選定委員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(会 議)

第3条 本規程でいう会議とは、理事会、評議員会、評議員選定委員会をいう。

(会議の出席報酬)

第4条 役員、評議員、評議員選定委員が、会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

ただし、同日に複数の会議に出席した場合及び法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 役員、評議員、評議員選定委員が、理事長の命により法人業務を行った場合には別表2により1日分の報酬を支払うことができる。

(出張報酬)

第6条 役員、評議員、評議員選定委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第7条 事業所の職員を兼務する役員、及び月額報酬を受ける役員は、この規程を適用しない。

(準 用)

第8条 定款に定める相談役を置く場合の報酬は、本規程を準用する。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月12日より施行する。

2、この規定の施行により従前の社会福祉法人育成会役員等報酬規

程は廃止する。

附則

この改正規程は令和元年 6 月 1 2 日より施行する。

附則

この改正規程は令和 5 年 6 月 7 日より施行する。

別表 1（日額）

名 称	報 酬
会 議 出 席 報 酬	1 0, 0 0 0 円

別表 2（日額）

名 称	報 酬
法 人 業 務 報 酬	1 0, 0 0 0 円

別表 3（日額）

名 称	報 酬
出 張 報 酬	1 0, 0 0 0 円